

○東京都文化財保護条例施行規則

昭和五十一年七月一日  
教育委員会規則第二六号

東京都文化財保護条例施行規則を公布する。

東京都文化財保護条例施行規則

東京都文化財保護条例施行規則(昭和三十年東京都教育委員会規則第七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定に係る同意書の提出)

第二条 条例第四条第二項(第二十六条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、東京都指定有形文化財(以下「都指定有形文化財」という。)の指定について同意した者、東京都指定有形民俗文化財(以下「都指定有形民俗文化財」という。)の指定について同意した者又は東京都指定史跡、東京都指定旧跡、東京都指定名勝若しくは東京都指定天然記念物(以下これらを「都指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。)の指定について同意した者は、別記様式第一号による同意書を東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(指定書又は認定書)

第三条 条例第四条第五項(第二十六条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する指定書は、都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財に係るものにあつては別記様式第二号によるものとし、都指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては別記様式第三号によるものとする。

2 条例第二十条第二項又は第四項の規定により、東京都指定無形文化財(以下「都指定無形文化財」という。)の保持者又は保持団体を認定したときは、教育委員会は、当該保持者に対しては別記様式第四号による認定書を、当該保持団体に対しては別記様式第五号による認定書をそれぞれ交付するものとする。

(指定書等の再交付)

第四条 東京都指定の文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体が、指定書又は認定書を亡失し、又は著しく破損したときは、別記様式第六号による指定書(認定書)再交付申請書を教育委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。

(指定書等の書換え)

第五条 条例第七条(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)、条例第九条(第二十九条において準用する場合を含む。)又は条例第三十五条の規定による届出(第七条の規定による届出にあつては管理責任者に係る届出を、第三十五条の規定による届出にあつては土地の地目又は地積に係る届出を除く。)をしようとする者は、当該届出に係る文化財の指定書を、条例第二

十二条(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による届出(保持者の死亡及び心身の故障に係る届出並びに保持団体又は保存団体の構成員の異動及び解散に係る届出を除く。)をしようとする者は、当該届出に係る保持者又は保持団体若しくは保存団体の認定書をその届出に係る書面に添えて教育委員会に提出し、その書換えを受けなければならない。

(台帳)

第六条 教育委員会は、条例に基づき指定した文化財に係る記録を保存するため台帳を備えるものとする。

- 2 前項に規定する台帳には、その付属資料として指定した文化財に係る写真又は実測図若しくは見取図等を備えておくものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第七条 条例第六条第三項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、別記様式第七号によるものとする。

(所有者の変更等の届出)

第八条 条例第七条第一項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による所有者が変更したときの届出は、別記様式第八号によるものとする。

- 2 条例第七条第二項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、別記様式第九号によるものとする。

(滅失等の届出)

第九条 条例第八条(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による都指定有形文化財、都指定有形民俗文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、別記様式第十号によるものとする。

(所在の場所の変更の届出)

第十条 条例第九条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき又は変更したときの届出は、別記様式第十一号によるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十一条 条例第九条ただし書(第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 条例第十条第一項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合
- 二 条例第十四条第一項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合
- 三 条例第十五条第一項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合

四 条例第十六条第一項及び第二項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による教育委員会の勧告を受けて行う出品又は公開のために、所在の場所を変更しようとする場合

五 条例第二十八条第一項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合

六 前各号に該当する場合のほか、都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとする期間が、一箇月を超えない場合

2 条例第九条ただし書(第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する所在の場所を変更した後、届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害のために、都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由がある場合とする。

(耐用年数)

第十二条 条例第十三条第二項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、教育委員会が定める耐用年数は、木造の文化財にあつては十年、石造、コンクリート造又は金属製の文化財にあつては三十年、その他の文化財にあつては二十年とする。

(現状変更等に係る許可申請等)

第十三条 条例第十四条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者(以下本条において「許可申請者」という。)は、別記様式第十二号による現状変更等の許可申請書に、次の各号に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図

二 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図

三 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

四 許可申請者が所有者以外の者であるときは、別記様式第十三号による所有者の現状変更等についての承諾書

五 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、別記様式第十三号による管理責任者の現状変更等についての承諾書

2 条例第十四条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく別記様式第十四号による現状変更等の着工(完了)届を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十四条 条例第十四条第二項(第三十六条において準用する場合を含む。)に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該都指定有形文化財又は当該都指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状(指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。
- 二 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。
- 三 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(修理の届出)

第十五条 条例第十五条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物の修理をしようとするときの届出は、別記様式第十五号によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

- 一 修理に係る仕様書及び設計図
- 二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

(保持者等に係る届出)

第十六条 条例第二十二条(第三十九条において準用する場合を含む。)に規定する教育委員会規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保持者が芸名又は雅号を変更したとき。
  - 二 保持者について、その保持する都指定無形文化財又は東京都選定保存技術(以下「都選定保存技術」という。)の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- 2 条例第二十二条(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による保持者又は保持団体若しくは保存団体に係る届出は、次の各号に掲げる届出の事由ごとに、当該各号に定める様式によるものとする。
- 一 保持者の氏名、芸名、雅号又は住所が変更したとき。 別記様式第十六号
  - 二 保持者について、その保持する都指定無形文化財又は都選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 別記様式第十七号
  - 三 保持者が死亡したとき。 別記様式第十八号
  - 四 保持団体又は保存団体の名称、事務所の所在地又は代表者若しくは管理人を変更したとき。 別記様式第十九号
  - 五 保持団体又は保存団体の構成員に異動を生じたとき。 別記様式第二十号
  - 六 保持団体又は保存団体が解散したとき。 別記様式第二十一号

(都指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第十七条 条例第二十八条第一項の規定による都指定有形民俗文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの届出は、別記様

式第二十二号によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

- 一 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図
- 二 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が、所有者以外の者であるときは、別記様式第十三号による所有者の現状変更等についての承諾書
- 四 管理責任者が選任されている場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、別記様式第十三号による管理責任者の現状変更等についての承諾書  
(土地の所在等の変更届)

第十八条 条例第三十五条の規定による都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動に係る届出は、別記様式第二十三号によるものとし、当該地番、地目又は地積の異動が、土地の分筆等によるときは、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。

(平一八教委規則一〇・一部改正)

(都選定保存技術の認定書の交付)

第十九条 条例第三十七条第二項及び第三項の規定により、都選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、教育委員会は、当該保持者に対しては、別記様式第二十四号による認定書を、当該保存団体に対しては、別記様式第二十五号による認定書をそれぞれ交付するものとする。

(埋蔵文化財等に係る事務)

第二十条 条例第四十二条の規定による埋蔵文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び遺跡の発見に係る届出及び通知の受理、指示、命令、協議並びに勧告に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平一一教委規則四二・追加)

(出土品の評価等)

第二十一条 条例第四十四条の規定により報償金の額の決定その他出土した文化財(以下「出土品」という。)の評価を行うために教育委員会に評価委員会を置く。

- 2 教育委員会は、出土品の評価を行う場合、評価委員会に諮問しなければならない。
- 3 評価委員会は、当該出土品について専門知識を有する文化財保護審議会委員等をもって構成する。
- 4 前三項に定めるもののほか評価委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平一一教委規則四二・追加)

(出土品の譲与等)

第二十二條 条例第四十五條の規定により教育委員会から出土品の譲与又は譲渡(以下「譲与等」という。)を受けようとする者(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第一百七條第一項の規定により教育委員会から出土品の譲与を受けようとする者を含む。)は、別記様式第二十六号による申請書に次の各号に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 譲与等を受けようとする者を証明する書類(申請者が地方公共団体又は当該出土品の発見者若しくは発見された土地の所有者の場合を除く。)
- 二 譲与等をされた出土品を保存し、又は活用する施設等の概要に係る資料
- 三 当該出土品の発見者又は当該出土品が発見された土地の所有者の当該出土品の保存又は活用についての承諾書

(平一一教委規則四二・追加、平一七教委規則一〇・一部改正)

(周知の埋蔵文化財包蔵地)

第二十三條 条例第四十六條第二項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地に係る事務に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平一一教委規則四二・追加)

(東京都文化財保護審議会の部会)

第二十四條 条例第五十六條の規定により、東京都文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に次の部会を置く。

部会名	所掌事項
第一部会	有形文化財に関すること。
第二部会	無形文化財及び民俗文化財に関すること。
第三部会	記念物及び埋蔵文化財に関すること。

- 2 前項に規定する部会は、会長が指定する委員又は臨時委員により構成する。
- 3 第一項に規定する各部会は、審議会が教育委員会の諮問に応じて調整審議する事項又は教育委員会に対して建議しようとする事項に関し、会長の求めに応じて調査研究し、その結果を会長に報告するものとする。

(平一一教委規則四二・旧第二十条繰下・一部改正)

(区市教育委員会が処理する事務の範囲)

第二十五條 条例第五十七條第二号の規定による重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為以外の都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為(都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)は、次に掲げるものとする。

- 一 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- 二 工作物(建築物を除く。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路

の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

三 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

四 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。)

(平一二教委規則八・追加)

(標識等の管理)

第二十六条 条例第五十九条の規定により、標識又は説明板を管理する者(以下本条において「標識等の管理者」という。)は、これが亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 標識等の管理者は、その管理する標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(平一一教委規則四二・旧第二十一条繰下・一部改正、平一二教委規則八・旧第二十五条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都文化財専門委員の設置に関する条例施行規則(昭和二十七年東京都教育委員会規則第五号)は、廃止する。

附 則(平成元年教委規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年教委規則第四号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年教委規則第四二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年教委規則第八号)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都文化財保護条例施行規則第二十五条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可並びに当該許可の取消し及び停止命令に着手しているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成一七年教委規則第一〇号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年教委規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平8教委規則4・一部改正)

年 月 日

東京都教育委員会 殿



様式第 2 号(第 3 条関係)

表面

(記号番号)

指定書

名称

(当該文化財の特徴を示す事項)

有形文化財( )

右を東京都指定 に指定する。

有形民俗文化財( )

年 月 日

(日本工業規格 B4)

裏面

Blank rectangular area for the reverse side of the document.

<p>備考</p> <p>一 次の場合には、届出の書面にこの指定書を添えて東京都教育委員会に提出してください。</p> <p>(一) 所有者が変更し、又は所有者の氏名若しくは住所が変更したとき。</p> <p>(二) 指定文化財の所在の場所が変更したとき。</p> <p>二 指定文化財の指定が解除されたときは、この指定書を東京都教育委員会に返還してください。</p>			

(日本工業規格 B4)

様式第 3 号(第 3 条関係)

表面

	右を東京都指定	(記号番号)	指定書
	史跡 旧跡	名称	

年      月      日	名勝  天然記念物	(当該文化財の特徴を示す事
東京都教育委員会 印	          に指定する。	

(日本工業規格 B4)

裏面

<p>備考</p> <p>一 次の場合には、届出の書面にこの指定書を添えて東京都教育委員会に提出してください。</p> <p>(一) 所有者が変更し、又は所有者の氏名若しくは住所が変更したとき。</p> <p>(二) 所在地の地名、地番等が変更した</p>			

とき。  二 指定文化財の指定が解除されたときは、この指定書を東京都教育委員会に返還してください。			

(日本工業規格 B4)

様式第 4 号(第 3 条関係)

表面

<p>(記号番号)</p> <p style="text-align: center;">認定書</p>
--

あなたを東京都指定無形文化財( )の保持者として認定します。

年 月 日

(日本工業規格 B4)

裏面

<p>備考</p> <p>一 次の場合には、届出の書面にこの認定書を添えて東京都教育委員会に提出してください。</p> <p>(一) 保持者の氏名、芸名又は雅号が変更したとき。</p>				

<p>(二) 保持者の住所が変更したとき。</p> <p>二 次の場合には、この認定書を東京都教育委員会に返還してください。</p>			
<p>(一) 無形文化財の指定が解除されたとき。</p> <p>(二) 保持者としての認定が解除されたとき。</p>			

(日本工業規格 B4)

様式第 5 号(第 3 条関係)

表面

<p>(記号番号)</p> <p style="text-align: center;">認定書</p>
--

右を東京都指定無形文化財( )の保持団体として認定します。

年 月 日

(日本工業規格 B4)

裏面

<p>備考</p> <p>一 次の場合には、届出の書面にこの認定書を添えて東京都教育委員会に提出してください。</p> <p>(一) 保持団体の名称が変更したとき。</p> <p>(二) 保持団体の代表者が変更したと</p>				

<p>き。</p> <p>(三) 保持団体の事務所の所在地が変更したとき。</p>			
<p>二 次の場合には、この認定書を東京都教育委員会に返還してください。</p> <p>(一) 指定文化財の指定が解除されたとき。</p> <p>(二) 指定文化財の保持団体としての認定が解除されたとき。</p>			

(日本工業規格 B4)

様式第 6 号(第 4 条関係)

(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日					
東京都教育委員会 殿					
住所					
氏名					
印					
指定書(認定書)再交付申請書					
東京都指定 財の※	文化	指定書 認定書	を下記のとおり※	亡失 破損	したので、再交付を
申請します。					

記

1 文化財の名称及び員数

2 亡失(破損)の年月日

3 亡失(破損)の事由

4 その他参考となる事項

(注) 1 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

2 破損による場合には、破損した指定書又は認定書を添付すること。

様式第 7 号(第 7 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日	
東京都教育委員会 殿	
住所	
氏名	
印	
管理責任者の選任(解任)届	
私の所有する東京都指定 文化財について、下記のとおり管理責任者を※	
選 任  解 任	したので届け出ます。
記	
1 文化財の名称及び員数	
2 管理責任者	
(1) 住所	
(2) 氏名	
(3) 略歴	

3 ※	選 任  解 任	年月日
4 ※	選 任  解 任	の事由
5 その他参考となる事項		

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 8 号(第 8 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日
東京都教育委員会 殿
住所  氏名 印

所有者の変更届

東京都指定 文化財の所有者が、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 旧所有者の住所及び氏名
- 3 変更年月日
- 4 変更の事由
- 5 その他参考となる事項

(日本工業規格 A 列 4 番)

年 月 日

東京都教育委員会 殿

住所

氏名

印

(名称)

所有者(管理責任者)の住所等の変更届

東京都指定  
財の※

文化

所有者  
管理責  
任者

の住所、氏名を下記のとおり変更し  
たので届

け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の新住所、氏名(名称)  
所有者の旧住所、氏名(名称)
- 3 管理責任者の新住所、氏名(名称)  
管理責任者の旧住所、氏名(名称)
- 4 変更年月日

(注) 1 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 10 号(第 9 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年	月	日
東京都教育委員会 殿		
		住所
氏名		印
文化財の滅失等の届		
下記東京都指定 出ます。	文化財が下記のとおり※	したので届け
記		
1 文化財の名称及び員数		
2 届出事実の発見年月日		
3 届出事実の状況		
4 届出事実の発見後の処置		
5 今後の処置についての希望		

6 その他参考となる事項及び資料

(注) 様式中の※印の箇所は、「滅失」、「き損」、「盗難」、「亡失」又は「衰亡」等の届出の事由について記入すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 11 号(第 10 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

		年 月 日
東京都教育委員会 殿		住所
氏名		印
文化財の所在の場所の変更届		
東京都指定 とおり※	文化財の所在の場所を下記の	変更した い 変更した ので届け 出
<p>ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 文化財の名称及び員数</p>		
2	変更しようとする	所在の場所

※	する 変更した	
3 文化財 を※	移動す る 移動し た	年月日
4 ※	変更す る 変更し た	理由
5 現所在に戻す期日が明らかなきは、その予定年月日		
6 その他参考となる事項		

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 12 号(第 13 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日
東京都教育委員会 殿

(事業者の)
住所
氏名
印
現状変更等の許可申請書

東京都指定 財の※	文化	現状の変更 保存に影響を及ぼす 行為	を下記により実施し たい
--------------	----	--------------------------	-----------------

ので、許可されるよう申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 管理責任者が選任されている場合、その者の住所及び氏名
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の内容及び実施方法
- 6 文化財を現在の所在の場所から移動する必要がある場合は、その移動先の場所
- 7 現状変更等の着手及び完了予定年月日
- 8 現状変更等の施工者の住所、氏名又は名称
- 9 その他参考となる事項

(注) 1 様式中の「現状変更等」は、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 13 号(第 13 条、第 17 条関係)

(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日		
(現状変更等の事業者)殿		
(所有者又は管理責任者の)		
住所		
氏名		印
現状変更等についての承諾書		
私の ※	所有する 管理する	東京都指定 文化財について、下記内容により現 状変更等
を承諾します。		
記		
1 文化財の名称及び員数		
2 現状変更等をしようとする者(許可申請人)の住所及び氏名		
3 現状変更等の内容及び実施方法		
4 現状変更等のため文化財を移動させる移動先		

5 現状変更等の着手及び完了予定年月日

6 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の住所、氏名又は名称

(注) 1 様式中「現状変更等」とは、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

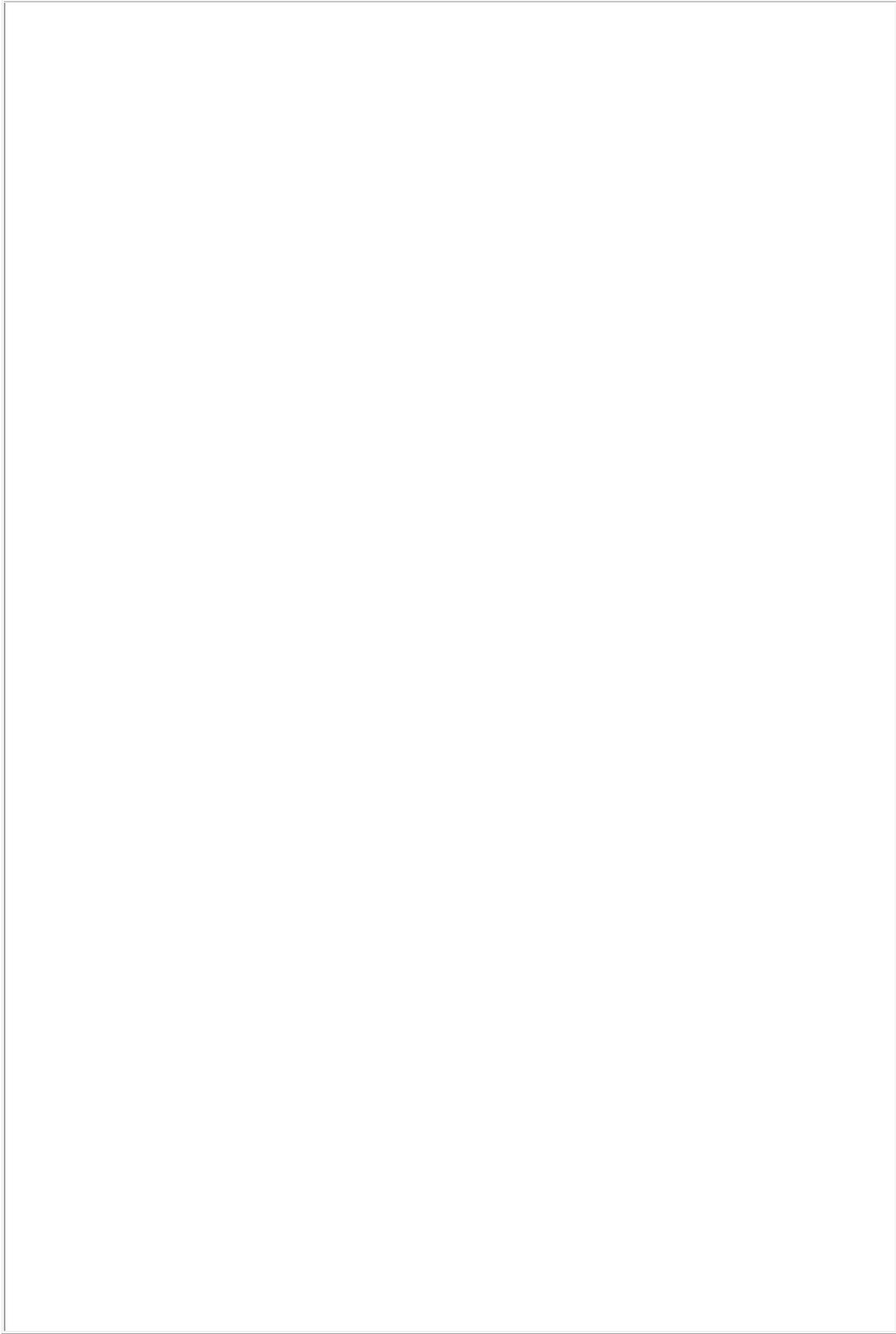
2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 14 号(第 13 条関係)

(平元教委規則 36・平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日		
東京都教育委員会 殿		
(現状変更等の事業者の)		
住所		
氏名		印
現状変更等の着工(完了)届		
年 月 日付(記号)第 号により許可を受けた現状変更等 については、		
年 月 日※	着 工 完 了	したので届け出ます。



(注) 1 様式中「現状変更等」とは、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

3 現状変更等の完了届を提出するときは、本規則第 13 条第 2 項に規定する書類等を必ず添付すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 15 号(第 15 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日	
東京都教育委員会 殿	
住所	
氏名	印
文化財の修理届	
東京都指定	文化財について、下記により修理したいので届け出ます。
記	
1 文化財の名称及び員数	
2 管理責任者の選任されている場合は、その者の住所及び氏名	
3 修理を必要とする理由	
4 修理の内容及び実施方法	
5 修理のため所在の場所を変更する必要があるときは、その移動先の場所と移動している期間	

- 6 修理の着手及び完了予定時期
- 7 修理施工者の住所及び氏名
- 8 その他参考となる事項

(注) この届出には、本規則第 15 条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を必ず添付すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 16 号(第 16 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日				
東京都教育委員会 殿				
住所				
氏名	印			
保持者の住所、氏名等の変更届				
※	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">東京都指定無形文化財</td> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">の保持者の住所、氏名等が下記のとおり変更したので届け</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">東京都選定保存技術</td> </tr> </table>	東京都指定無形文化財	の保持者の住所、氏名等が下記のとおり変更したので届け	東京都選定保存技術
東京都指定無形文化財	の保持者の住所、氏名等が下記のとおり変更したので届け			
東京都選定保存技術				
出ます。				

記

1 文化財の名称又は保存技術の種別

2 保持者の新住所

保持者の旧住所

3 保持者の新氏名

保持者の旧氏名

4 保持者の新芸名又は新雅号

保持者の旧芸名又は旧雅号

5 変更年月日

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 17 号(第 16 条関係)

(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日

東京都教育委員会 殿

住所	
氏名	印
保持者の心身の故障に係る届	

※	東京都指定無形文化財 東京都選定保存技術	の保持者の心身の故障について、下記のとおり届け出ます。
---	-------------------------	-----------------------------

記
1 文化財の名称又は保存技術の種別
2 保持者の住所及び氏名
3 保持者の心身の故障の事実
(1) 発生年月日
(2) 心身の故障の状況
(3) その他参考となる事実

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 18 号(第 16 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日	
東京都教育委員会 殿	
住所	
氏名	
印	
保持者の死亡届	
※	東京都指定無形文化財 東京都選定保存技術
の保持者が死亡したので、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 文化財の名称又は保存技術の種別	
2 保持者の住所及び氏名	

3 死亡の年月日

4 理由

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 19 号(第 16 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

年 月 日

東京都教育委員会 殿

団体の名称

事務所の所在地

代表者又は管理人の氏名 印

保持団体(保存団体)の名称等の変更届



年 月 日

東京都教育委員会 殿

団体の名称

事務所の所在地

代表者又は管理人の氏名 印

保持団体(保存団体)の構成員の異動届

※	東京都指定無形文化財の保持団体 東京都選定保存技術の保存団体	の構成員について、下記のとおり異動があつた
---	-----------------------------------	-----------------------

ので届け出ます。

記

1 文化財の名称又は保存技術の種別

2 保持団体又は保存団体の構成

(1) 現在の構成員

代表者又は管理人の住所、氏名及び経歴

構成員の住所、氏名及び経歴

(2) 異動後の構成員

代表者又は管理人の住所、氏名及び経歴

構成員の住所、氏名及び経歴

(注) 1 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

2 団体の代表者若しくは管理人又は構成員の経歴は、東京都指定無形文化財又は東京都選定保存技術に関係した経歴について記入すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 21 号(第 16 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

		年 月 日
東京都教育委員会 殿		
		団体の名称
		事務所の所在地
		代表者又は管理人の氏名 印
保持団体(保存団体)の解散届		
※	東京都指定無形文化財の保持団体 東京都選定保存技術の保存団体	が下記のとおり解散したので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称又は保存技術の種別
- 2 団体の代表者又は管理人の住所及び氏名
- 3 団体の構成員の住所及び氏名
- 4 解散年月日
- 5 解散の理由

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 22 号(第 17 条関係)  
(平 8 教委規則 4・一部改正)

	年	月	日
東京都教育委員会 殿			
		(事業者の)	
		住所	
	氏名		印

現状変更等の届		
東京都指定有形民俗文化財の※	現状の変更 保存に影響を及ぼす 行為	を下記のとおり実施 した
<p>いので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の名称及び員数</li> <li>2 所有者の住所及び氏名</li> <li>3 管理責任者が選任されている場合、その者の住所及び氏名</li> <li>4 現状変更等を必要とする理由</li> <li>5 現状変更等の内容及び実施方法</li> <li>6 文化財を現在の所在の場所から移動する必要がある場合は、その移動先の場所</li> <li>7 現状変更等の着手及び完了予定年月日</li> <li>8 現状変更等の施工者の住所、氏名又は名称</li> <li>9 その他参考となる事項</li> </ol>		

(注) 1 様式中の「現状変更等」は、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 23 号(第 18 条関係)

(平 8 教委規則 4・平 18 教委規則 10・一部改正)

		年 月 日
東京都教育委員会 殿		
		住所
氏名		印
土地の所在等の変更届		
東京都指定 ※	史跡 旧跡 名勝 天然記念物	の所在する土地について、下記のとおり変更があつたので
届け出ます。		
記		
1 文化財の名称及び員数		
2 現在の所在地		
3 変更の内容		
(1)	新地名 旧地名	
(2)	新地番 旧地番	

(3)	新地目 旧地目
(4)	新地積 旧地積
4 その他参考となる事項	

(注) 1 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

2 様式中の「3 変更の内容」については、変更した事項について記入すること。

3 変更が土地の分筆、合筆、地目変更等による場合は、必ず登記事項証明書及び公図の写しを添付して提出すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 24 号(第 19 条関係)

表面

(記号番号)

認定書

あなたを東京都選定保存技術( )の保持者として認定します。

--

(日本工業規格 B4)

裏面

備考				
一 次の場合には、届出の書面にこの認定書を添えて東京都教育委員会に提出してください。				

<p>(一) 保持者の氏名又は雅号が変更したとき。</p> <p>(二) 保持者の住所が変更したとき。</p> <p>二 次の場合には、この認定書を東京都教育委員会に返還してください。</p> <p>(一) 保存技術の選定が解除されたとき。</p> <p>(二) 保持者としての認定が解除されたとき。</p>				

(日本工業規格 B4)

様式第 25 号(第 19 条関係)

表面

(記号番号)

認定書

右を東京都選定保存技術( )の保存団体として認定します。

年 月 日

(日本工業規格 B4)

裏面

備考  一 次の場合には、届出の書面にこの認定書を添えて東京都教育委員会に提出してください。  (一) 保存団体の名称が変更したとき。  (二) 保存団体の代表者が変更したとき。  (三) 保存団体の事務所の所在地が変更したとき。  二 次の場合には、この認定書を東京都教育委員会に返還してください。  (一) 保存技術の選定が解除されたとき。  (二) 保存技術の保存団体としての認定が解除されたとき。				

(日本工業規格 B4)

様式第 26 号(第 22 条関係)

(平 11 教委規則 42・追加、平 17 教委規則 10・一部改正)

年 月 日
東京都教育委員会 殿
住所
氏名
印

## 出土品の譲与・譲渡申請書

出土品について、下記のとおり譲与・譲渡を受けたいので申請します。

### 記

#### 1 譲与・譲渡申請出土品

- (1) 品名・数量
- (2) 発見の場所・遺跡名、発見の年月日
- (3) 発見者の氏名・住所
- (4) 発見された土地の所有者の氏名・住所
- (5) 文化財として認定された年月日

#### 2 譲与・譲渡申請の理由

#### 3 譲与・譲渡後の取扱い

- (1) 譲与・譲渡後に保管する場所・施設及び保管方法
- (2) 保管責任者となる者の氏名・役職・連絡先
- (3) その他参考となる事項

添付書類

(1) 譲与・譲渡を受けようとする者を証明する書類(申請者が地方公共団体又は当該出土品の発見者若しくはその発見された土地の所有者の場合を除く。)

(2) 土地の所有者等の出土品の保存・活用についての了解書

(3) 文化財保護法第 101 条による警察署長の提出書の写し

(4) 東京都教育委員会の文化財認定書の写し

(日本工業規格 A 列 4 番)